

## 給付奨学生採用候補者の自宅外通学証明書の進学前受付について

日本学生支援機構の給付奨学金の自宅外月額金額の支給について、初回振込月である令和5年4月21日（木）から希望する給付奨学生採用候補者の方は、令和5年3月10日（金）までに日本大学文理学部学生課（03-5317-8597）へご連絡ください。

必要な手続きについてご案内します。

なお、自宅外通学の定義や要件については、日本学生支援機構のサイトにて確認してください。

【参考】[自宅外通学の取扱いについて（日本学生支援機構 HP）](#)より抜粋

2020年4月から開始した給付奨学金（新制度）においては、「自宅外通学」を証明する書類（以下「自宅外証明書類」という。）の審査を受け、不備なく審査完了後から自宅外通学と認められた月まで遡って自宅外月額を支給を受けることができます。

ただし、自宅外証明書類が速やかに提出されない場合など、届出が入居日から3か月以上経過している場合は、自宅外通学開始月ではなく届出の属する月から自宅外月額への変更となります。